

営業時間短縮要請等に係る 繁華街における見回り活動について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止と第4波の抑制に向け、本市の中心市街地の飲食店等に対し、県、県警、市が連携した見回り・啓発活動を実施します。

記

- 1 期 間** 令和3年5月6日(木)～9日(日)
- 2 時 間** 午後8時50分～午後10時頃
- 3 対 象** 豊橋駅周辺の中心市街地の飲食店、喫茶店、遊興施設等
(松葉町一丁目・二丁目、広小路一丁目付近)
- 4 体 制** 県職員、県警、市職員の3名を1班として実施
- 5 要請内容**
 - ・飲食店等に対する午後9時までの営業時間短縮
 - ・カラオケ設備の利用自粛

問合せ先 防災危機管理課 主幹 藤田 進 (電話 51-3119)